

鹿島郡七尾の市區經營等に就いて告ぐ。

【三輪文書】

二二一九

覺

一、府中の藏々并あたらしくたて、門などニふき板入候はゞ、五百も千丁もへがせ可申候。併隨に奉行を相副可念入事。

一、町ニ奉公人住宅いたし候て在之事、一切令停止候。當座やどをかり有之事は、くるしからず候事。

一、七尾城山のはやし、むざとかり取事堅停止候。前々のごとく、かみのニ申付急度可改事。

一、道奉行の事、前々よりかげ山仕つけ候はゞ、尙々其分に申付、道橋(橋)・うへ木までも念入可申付候。御人數揃相□候はゞ、則可令下國候間、萬無油斷様に可申付事專一候。

一、河原町中小地ばくらう町の事、勝手(前田)の能程に見斗町をたて可置事。

一、藤橋村、明神野にたてさせ尤候事。

一、府中のほり道町の事、本かぢや町にたてさせ可申候事。

一、くしこ(串海懸)如き毎年とりて可置候事。

一、すみ千表、鶴賀まで可相届事。

一、しほ貳百表、つるがへ可相届事。

一、しほ千表、宮腰まで可相届候。尾山城中へ取寄用候事。

以上

文祿五 四月十五日

(前田利家) ちくぜん 在印

(三輪吉宗) 藤兵へ

(天井直泰) 久兵へ

六月廿九日。前田利家、鹿島郡能登部上村の兄宮に、制札を與ふ。

【能登部神社文書】 鹿島郡

二二二〇

禁制

兄 宮

一、神林竹木伐採事。付

一、社中民家人居住事。付

一、社中へ立入狼藉事。付理不盡之催促之事。

右條々令停止、若於違犯者、速可處嚴

如件。

文祿伍年六月廿九日

(前田) 利家 在判

閏七月十五日。前田利家伏見より、在能登の三輪吉宗等に、震災後の建築材料として繩及び竹釘を送附せしむ。

【三輪文書】

二二二二

急度申遣候。仍能州國中へ申付、なわをなわせ、くじ船にて鶴加まで早々可上候。能州てらくへ竹を相渡シ、

くぎをけづらせ、是又出來次第になわぶねと一所に可上候。伏見の作事たいさう成事、不及是非にも候。萬事打置、竹くぎ・なわの事可申付候。不可有由斷候也。

文祿五 後七月十五日

(前田) 利家 在印

(三輪吉宗) 藤兵へ殿

(天井直泰) 久兵へ殿

(伏見大地震は本月十二日に在り。)

閏七月廿二日。前田利家、在能登の三輪吉宗に、その地に蟄居する淺野幸長の罪の赦免せられたることを報す。

【三輪文書】

二二二三

淺左京殿、今日廿二日御赦免事候間、爲迎人を遣申候。人足多入事、入次第ニ可申付候。此時候間、急度馳走專一候。加州へも申遣候也。

(文祿五年) 王七月廿二日

(前田) 利家 在印

(吉宗) 三輪藤兵へ殿

八月三日。前田利家、鹿島郡七尾所口町民の山城伏見の震災に就いて慰問したるを謝す。

【能登國古文書】

二二二三

以上

八朔の禮銀上候間、其心得可有之候。以上。